

明日香村整備基本方針及び 明日香村整備計画に関する経緯

明日香法^(※)の制定経緯

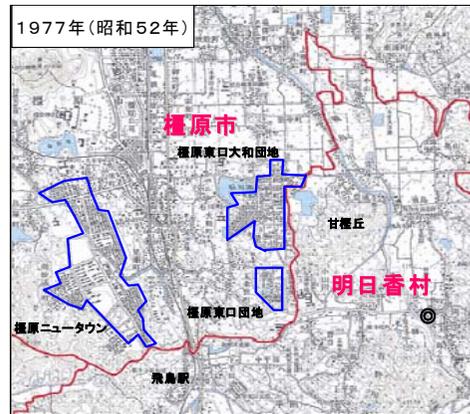
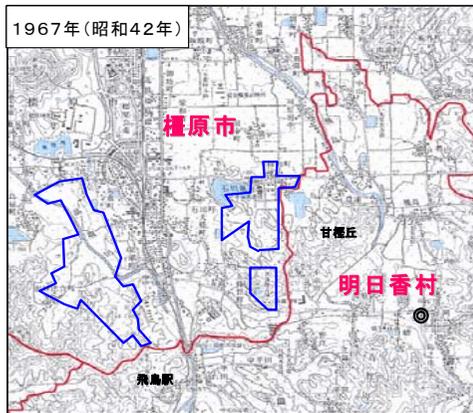
※明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)

明日香村では、国家的財産である歴史的風土を保存するための規制により、周辺市町村に比べて住民生活の向上が阻害されているため、昭和55年に明日香法が制定され、以来、土地利用規制と支援措置を継続してきた。

歴史的風土を保存するため、古都保存法や都市計画法等により、村域の枢要部(約90%)で土地利用を規制

→ 大阪大都市圏に含まれ、潜在的な開発ポテンシャルが高いものの、周辺市町村に比べて村の発展等が阻害

→ 村と村民の協力を得るためには、規制とともに、住民生活を安定させるための特別の措置を講じることが必要



現状凍結的な土地利用規制により、明日香村には隣接する橿原市のような開発は及んでいない。

明日香村周辺の開発状況

土地利用規制の影響

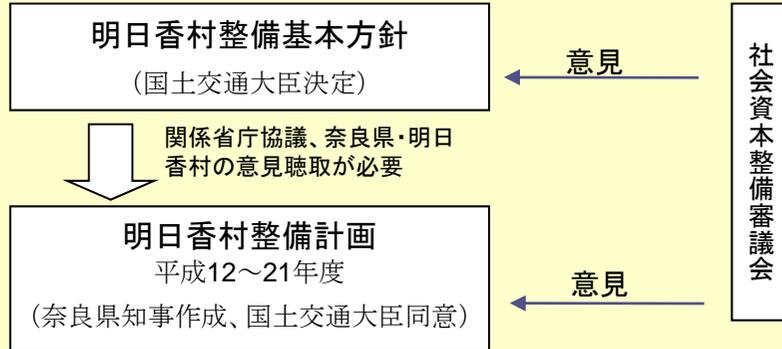
年	事項
昭和41年	○ 古都保存法の制定(議員立法) ○ 明日香村を同法に基づく「古都」に指定
昭和45年	○ 「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」を閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土及び文化財の保存措置:歴史的風土保存区域等の拡張 ・保存措置に伴う環境の整備 道路・河川・ごみ処理場等の整備、国営飛鳥歴史公園・飛鳥資料館等の整備、飛鳥保存財団の設置
昭和55年	○ 「明日香法」を制定 ○ 「第1次明日香村整備計画」を策定
平成 2年	○ 「第2次明日香村整備計画」を策定
平成12年	○ 「第3次明日香村整備計画」を策定 ○ 「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設

明日香村関連施策の概要

明日香法^(※)の概要

※明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)

歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置



関係省庁協議が必要

国の負担・補助割合の特例

道路、河川等の補助率の引上げ(恒久措置)

- 【対象となる事業(引上げ後の補助率)】
- 道路改築事業(2/3,5.5/10)
 - 河川改良工事(2/3)
 - 下水道設置・改築(3/4,2/3,6/10)
 - 土地改良事業(2/3,60/100,55/100)

首都圏等財特法の例による補助率嵩上げ
(時限措置:S55年度からH21年度までと法律上明記)

明日香村整備基金(国24億、県6億、村1億)

国・奈良県が明日香村に補助をして基金設立。
運用益を歴史的風土保存事業等に活用。

歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村歴史的風土保存計画

(国土交通大臣決定)

歴史的風土保存地区に関する 都市計画決定(奈良県知事決定)

○歴史的風土保存地区

- ・第1種保存地区 現状の変更を厳に抑制する地域
- ・第2種保存地区 著しい現状の変更を抑制する地域

○建築物の新築等一定の行為は 知事の許可が必要

土地の買入れ等(古都保存法)

○不許可処分に対し、損失補償・土地の買入れ

○土地の買入れ、保存施設整備等に対し、国が支援

その他の措置

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金(平成12年度～)

明日香村が行う歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備、地域産業振興等に関する事業について交付。

地方交付税の特別措置(平成12年度～)

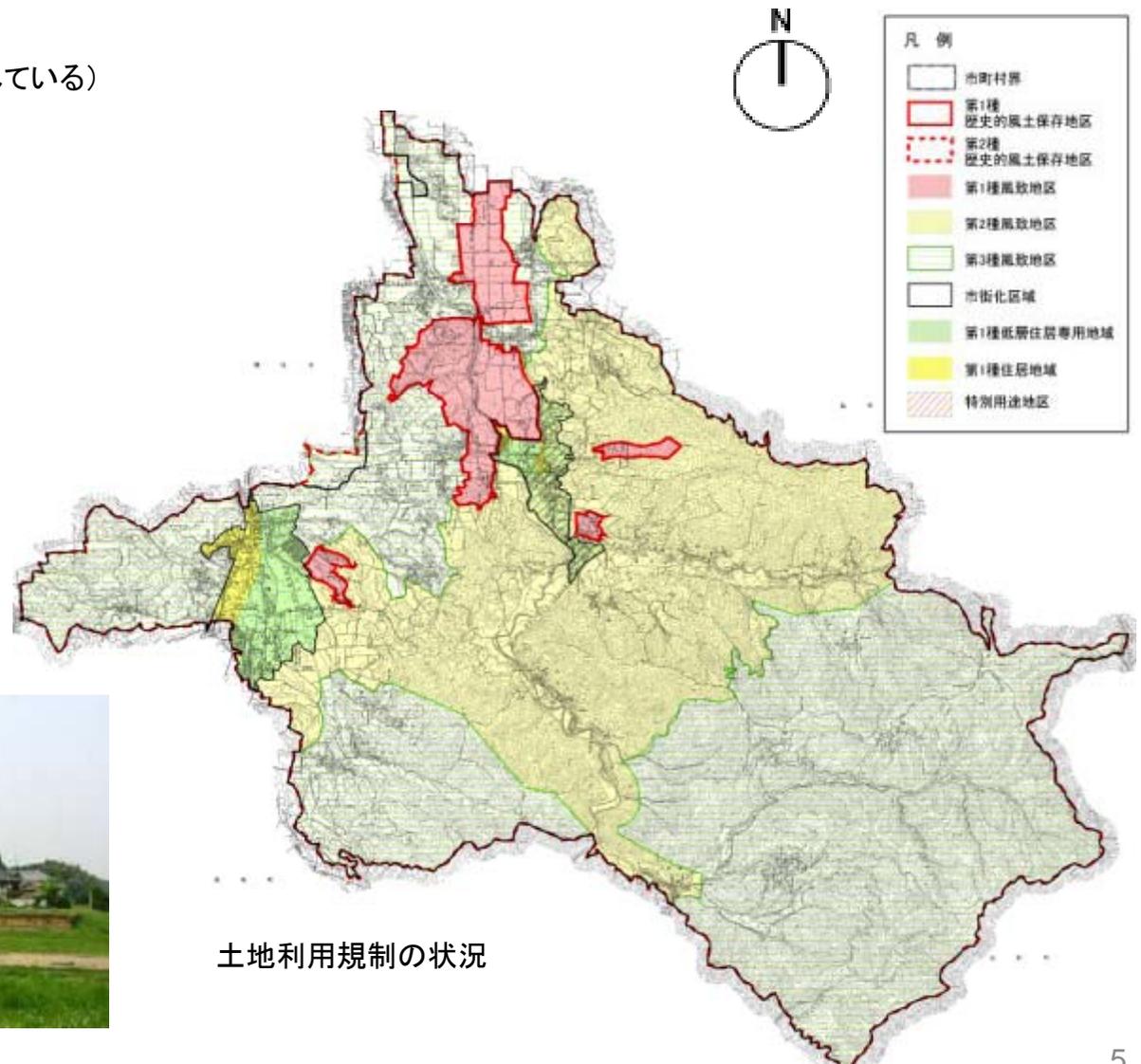
補助率の嵩上げ対象事業に関する起債の元利償還金の60%については、特別交付税を措置。

明日香村における土地利用規制

明日香村では、村全域を古都保存法に基づく第1種及び第2種の特別保存地区に指定するとともに、都市計画法に基づく風致地区制度により、許可制による土地利用規制が行われている。

明日香村の歴史的風土のイメージ

(和風建築以外は厳しく規制され、歴史的風土が良好に保存されている)



明日香村整備基本方針・計画の経緯

明日香村整備基本方針（S55）

[整備等の方向]

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針（H2改定）

[整備等の方向]

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針（H12改定）

[整備等の方向]

- ・歴史的風土の創造的活用
- ・農林業基盤整備等の充実
- ・農商工にわたる総合的な施策の展開
- ・生活環境の整備の推進
- ・遺跡調査等の推進

第1次整備計画（S55～H1）

計画額：約134億円 実績額：84億円

[計画の基本的方向]

生活環境、産業基盤等を総合的に整備し、農林業を主体とした歴史と文化のむらづくり”をめざす。



小学校の整備



給食センターの整備

第2次整備計画（H2～H11）

計画額：約209億円 実績額：198億円

[計画の基本的方向]

- 『歴史的風土を活かした村づくり』
 - ・農林業等の産業振興
- 『健康で住みよい村づくり』
 - ・保険・医療・福祉体制の充実



飛鳥川の護岸整備



幼稚園の整備

第3次整備計画（H12～H21）

計画額：約331億円 実績額：157億円

[計画の基本的方向]

- ・地域産業の振興などの地域活性化
- ・明日香村の歴史的風土を創造的に維持保全活用



ゴミ処理施設の整備



万葉文化館の整備

新たな明日香村整備基本方針に関するこれまでの経緯

経緯

- | | |
|-------------|---|
| 平成20年 9月25日 | 国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問
諮問「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」 |
| 10月17日 | 第1回明日香村小委員会 |
| 平成21年 1月 6日 | 明日香村小委員会による現地視察、意見交換 |
| 2月10日 | 第2回明日香村小委員会 |
| 4月17日 | 第3回明日香村小委員会 |
| 4月28日～5月14日 | 明日香村小委員会報告（案）についてのパブリックコメントの実施（17日間） |
| 5月29日 | 第14回歴史的風土部会及び第4回明日香村小委員会合同会議
・「歴史的風土部会報告」について了承 |
| 6月26日 | 第5回都市計画・歴史的風土分科会
・「歴史的風土部会報告」について報告 |
| 7月16日 | 社会資本整備審議会長より国土交通大臣に答申 |
| 8月31日 | 平成22年度予算概算要求
・古都保存事業の拡充、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の継続、国営公園事業による観光・交流基盤の整備 |
| 10月15日 | 平成22年度予算概算要求（改要求） |
| 12月25日 | 平成22年度予算（政府案）決定 |
| 平成22年 3月23日 | 国土交通大臣より社会資本整備審議会に付議
付議「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」 |

社会資本整備審議会答申の概要

明日香村を巡る現状と課題

社会経済情勢に伴う変化

- ・人口減少、高齢化等を背景に農林業等が衰退、田園景観への影響も懸念
- ・村の財政状況は依然厳しく、基金運用益も低迷

歴史的風土の保存の状況

- ・古都の指定以前からの景観阻害要因等が存在
- ・古都法による買入地が村内に散在し、管理が及ばず、景観への支障が懸念

歴史的文化的遺産の状況

- ・地下にあるものが多く、律令国家形成の地であることを体感しづらい
- ・関係機関による利活用の連携がとれていない

観光や交流の状況

- ・宿泊滞在型観光等のニーズへの対応が不十分
- ・周遊歩道の老朽化など、村内交通の計画的・体系的な取組に課題

今後の取組の方向性

- ①歴史的風土の保存の取組が価値を生み出し、村の魅力を一層高めていることを認識
- ②明日香村の歴史的風土の創造的活用は継続
- ③明日香村の主体性を活かし、自立性を向上
- ④歴史的風土の価値を共有すべく、都市、多様な主体、世界との交流にも重点

今後取り組むべき施策のあり方

- 新たな整備計画を策定（平成22年度～31年度）
- 古都法の買入地について、村による地域の実情に応じた管理活用を支援
- きめ細かな景観に係るルールづくりや景観阻害要因の改善を促進するための措置
- 歴史展示等のあり方に関して、関係機関の協力の下、県が中心となって検討
- 利活用を意識した史跡整備を推進
- 担い手確保や農産物直売所など所得や意欲の向上につながる取組を実施
- 観光に係る戦略的な取組を展開
- 周遊歩道の再整備等、交通体系を充実
- 景観の維持向上など新たな課題に対応するため、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」による支援を継続

平成22年度以降の明日香村に対する支援措置

明日香村の現状と課題

- ・これまでの取組により、住民の生活基盤は一定程度整備
- ・一方で、村の財政状況は依然厳しく、基金運用益も低迷
- ・人口減少、高齢化等を背景に農林業が衰退し、観光客も減少
- ・規制以前からの景観阻害要因や買入地の不十分な管理が課題

第4次明日香村整備計画の策定

地域資源である景観や歴史・文化を活かした歴史的風土の創造的活用による地域活性化、明日香村の自立的発展の視点を重視し、第4次明日香村整備計画(H22~H31)を策定。

➡ **国として明日香村整備基本方針の見直しが必要**

※ 立ち遅れた公共施設の整備水準の向上が主旨である首都圏等財特法の例による補助率かさ上げ措置は、平成21年度までとし、延長しない。

平成22年度予算(政府案)における対応

明日香村の現状と課題によりきめ細かく対応するため、第4次明日香村整備計画の策定とあわせ、支援措置を拡充。

古都保存事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

平成22年度予算 21,677億円の内数(国費)

買入地等における景観の維持・向上のため、古都保存事業の対象に「園地の整備」、「景観阻害物件の除却」を追加する。



買入地における森林荒廃の状況



景観阻害物件の状況



園地整備のイメージ

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の継続

平成22年度予算 150百万円(国費)

景観の維持・向上や観光振興など明日香村の主体的な取組による地域活性化を図るため、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金を継続(増額)する。

〈明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金による事業の例〉



史跡環境整備



交通手段の確保



景観計画に基づく景観の維持・向上

国営公園事業による観光・交流基盤の整備

平成22年度予算 1,173百万円の内数(国費)

明日香村における交流・集客拠点としての機能の強化を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(飛鳥区域)の整備事業の一環として観光・交流基盤を整備する。

周遊歩道の現況

